

事務連絡
平成26年3月7日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経理室長

平成25年度補正予算「医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）」について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記については、平成26年2月7日付け事務連絡において、実施要綱・交付要綱の発出準備を進めている旨お知らせしたところですが、本日午前中に開催された消防庁の「有床診療所火災対策検討部会」における議論を踏まえ、別添のとおり、実施要綱・交付要綱を制定しました。

つきましては、交付決定を以下のスケジュール（予定）により行いますので事業計画書及び交付申請書の取りまとめ方よろしくお願いいたします。

記

1. スケジュール（予定）

- 3月7日（金） 都道府県あて実施要綱・交付要綱発出
- 4月25日（金） 厚生労働省へ「事業計画書」提出
- 6月下旬（予定） 内示（契約事務開始（工事着工））
- 7月中（予定） 厚生労働省へ「交付申請書」提出
- 8月中（予定） 交付決定

2. 提出資料

①事業計画書

- ア 事業計画総括表（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 参考資料（整備図面・見積書等 ※対象面積・事業費の算出根拠がわかるもの）

②交付申請書

ア 医療施設等施設整備費補助金交付要綱に規定する提出書類

イ 参考資料（整備図面・見積書等）

但し、イに関しては事業計画書提出時から変更があった場合のみ

3. 提出期限

①事業計画書 平成 26 年 4 月 25 日（金）

※期限までに事業計画書の提出が困難な場合は、
担当までご相談ください。

②交付申請書 平成 26 年 7 月中（別途連絡）

4. 留意事項

- ・ 事業計画策定及び交付申請にあたっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱を遵守し、疑問点については、別紙質疑応答集を参照の上、事前に担当者に協議すること。
- ・ 事業の実施にあたり、財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等にかかる財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日医政発第 0417001 号各都道府県知事あて通知）に基づき所要の手続きを行うこと。
- ・ 事業費の算出にあたっては、適切に算出し、根拠となる資料を必ず添付すること。
- ・ 書類の提出が遅れると、結果として全都道府県への執行スケジュールが遅れることになるので、補助金の円滑な執行ができるようご配慮いただきたい。

担当

厚生労働省医政局医療経理室

決算第一係 依田・関口

電話 03-3595-2225（直通）

FAX 03-3501-5712

Mail sekiguchi-takuma@mhlw.go.jp

〔 厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0307第1号
平成26年3月7日 〕

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、川崎市及び名古屋市が設置する施設の整備事業（(8)、(9)、(11)、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）、及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。） (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業
イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事

業協会を除く。)が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業
- (2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- (3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業
- (4) 研修医のための研修施設整備事業
- (5) 臨床研修病院施設整備事業
- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

(10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	へりポート1か所当たり 58,808千円	へりポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、	3分の1 （ただし 沖縄県に あつては 2分の1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	<p>との併設の場合 120㎡</p> <p>(2) 指導部門のみの場合 70㎡</p> <p>(3) 住宅部門のみの場合 50㎡</p>	<p>面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室)</p> <p>(2) 住宅部門 (保健師住宅)</p>		
研修医のための研修施設	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。)</p> <p>(2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)</p>	<p>研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等</p>	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 500㎡</p>	<p>臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。</p> <p>(1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室)</p> <p>(2) 救急診療部門 (診察室、処置室)</p>	2分の1	1か所につき 1,000千円

		<p>(3) 総合診療部門 (総合外来診察室)</p> <p>(4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室)</p> <p>(5) 病歴管理室等</p>		
へき地医療拠点病院	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 診療部門 1,000㎡</p> <p>(2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)</p>	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 医師住宅</p>	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 研修医数×20㎡</p>	<p>臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)</p>	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に226千円を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)</p>	<p>離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	3分の1	—

産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 30㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度とする。)	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	3分の1	1か所につき 666千円
死亡時画像診断システム施設整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	—
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 対象面積1㎡当たり 基準単価 17千円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	—
	300㎡未満の施設に自動火災報知設備を整備する場合 1か所当たり 1,000千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費		
	500㎡未満の施設に火災通報装置を整備する場合 1か所当たり 300千円	火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費		

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 国庫補助申請予定額(複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額)が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第6号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(11)に掲げる条件(この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第6号様式」とあるのは「第7号様式」と読み替えるものとする。)を付さなければならない。
- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第8号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月13日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、国は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行

うものとする。

(補助金の概算払)

- 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

- 12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業については、平成26年3月20日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

- 13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（補助金の返還）

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分				
			A	B	C	D	
へき地診療所	一般区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
過疎地域等特定診療所	一般区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
		木造	187,700	178,800	169,800	160,800	
へき地保健指導所	一般区	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	134,900	134,900	134,900	134,900	
		ブロック	117,900	117,900	117,900	117,900	
		木造	134,900	134,900	134,900	134,900	
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
	診療棟	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800	
		ブロック	164,300	156,500	148,600	140,800	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	126,000	126,000	126,000	126,000	
		ブロック	109,800	109,800	109,800	109,800	
		木造	126,000	126,000	126,000	126,000	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,000
			ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	168,000	159,900	151,900	143,900	
		ブロック	146,700	139,700	132,600	125,700	
		木造	168,000	159,900	151,900	143,900	
	宿泊	鉄筋コンクリート	187,400	178,500	169,500	160,600	

	施設	ブロック	163,800	156,000	148,100	140,400
		木造	187,400	178,500	169,500	160,600
死亡時画像診断システム施設整備		鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区分	地域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集

番号	問	回答
<p><補助対象について></p>		
1	<p>「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の事業内容及び補助対象は</p>	<p>①スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している平成26年3月7日現在で設置義務のかかかっていない棟にスプリンクラーを整備する際の工事費について補助するもの(基準単価17千円/補助対象面積1㎡と実際にかかる工事費を比べて少ない額)。対象となる棟単位で交付申請を行うもの</p> <p>②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している300㎡未満の棟に自動火災報知設備を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価1,000千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの</p> <p>③火災通報装置整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500㎡未満の棟に火災通報装置を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設単位で交付申請を行うもの</p>
2	<p>スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方は</p>	<p>補助対象面積とは、補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。</p>
3	<p>スプリンクラー等(自動火災報知設備・火災通報装置含む)施設整備は新規設置の場合のみ対象となるのか。</p>	<p>そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。</p>
4	<p>スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連結型スプリンクラーの設置は可能か。</p>	<p>可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる施設について議論がされており、水道連結型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である(詳細については問16参照)。</p>
5	<p>スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる棟を複数所有している場合、棟ごとに申請することは可能か。</p>	<p>可能である。なお、その際事業計画書においては棟ごとにも必要事項(建築構造・主な診療科等)を記載していただくことになる。</p>
6	<p>自動火災報知設備整備、火災通報装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。</p>	<p>単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。</p>
7	<p>予算額を越える要望があった場合の取り扱いは</p>	<p>予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分(スプリンクラー・自動火災報知・火災通報装置)ごと、またスプリンクラーにおいては更に棟ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては棟ごとに申請いただくため、整備図面及び見積書もそれぞれわけて作成していただくことになる</p>

＜補助申請上の留意点＞		
8	交付額の算出はどのように行うのか。	当該事業は補助率を設けない「定額補助」となっており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。
9	都道府県の負担は生じるのか。	都道府県の負担は義務とはされていないが補助額に上乗せすることは可能である。
10	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。	国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事着工し、26年度中に工事完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着手が発覚した場合には交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申請をもって着手することも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にスプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後に行うことであれば対象とすることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)
11	補助金を使用して整備したスプリンクラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。	補助金を受けて得た財産を、取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号)に基づき、制限がかかる。処分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいただくことになる。
12	補助金を申請する場合の必要書類は何か。	①事業計画総括表(様式1)・②事業計画書(様式2)・③補助対象面積を表す図面並びに事業費の算出根拠となり得る見積書(可能な限り2社以上)等、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。
13	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。	(独)福祉医療機構においては、医療施設のスプリンクラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受けたスプリンクラー等設置整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設整備に対する融資と比較して、融資率の引上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問い合わせ願いたい。 ◎医療施設のスプリンクラー等融資の問合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 Tel:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 Tel:06-6252-0219 (参考1)医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置 ① 融資率を通常80%→90% ② 通常貸付利率 基準金利から△0.5(当初5年間) の優遇融資を実施

<スプリンクラーの設置義務等について>

※NO14以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。

14	スプリンクラーの設置義務範囲について	<p>現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000㎡以上の病院、6000㎡以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所ともに3000㎡以上の施設には、設置義務がかけられる予定。また、3000㎡未満であっても面積にかかわらず、職員が避難誘導に専念する必要のある施設についても、設置義務がかけられるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的に設置義務が免除される施設として議論が進んでいる施設は以下のとおり</p> <p>①入院が常態化していない施設： 入院が常態化していないといえる一日平均入院患者数が1人未満となる施設※ ※公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。</p> <p>②自力避難が困難な者が入院することが想定しがたい施設： 入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科(特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定)である施設。</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】</p>
15	福祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。	<p>スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的には、以下の要件が検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1000㎡以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造(※1)の床・壁で200㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備(※2)を設け、廊下等の内装を準不燃材料(※3)、その他の部分の内装を難燃材料(※4)で仕上げたもの ・ 1000㎡未満の施設については、居室とそれ以外の部分を準耐火構造(※5)の床・壁で100㎡以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備(※6)を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの <p>※1耐火構造:建築基準法第2条第7号 ※2特定防火設備:建築基準法施行令第112条第1項 ※3準不燃材料:建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料:建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造:建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備:建築基準法第2条第9号の2口</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】</p>
16	水道連結型スプリンクラーの設置が認められる範囲について	<p>現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連結型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000㎡未満の施設については水道連結型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>なお、1000㎡以上の施設における、通常のスプリンクラー設備に代替する例外措置については、引き続き検討を行っているところである。</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】</p>

17	スプリンクラーヘッドの設置義務を免除できる範囲について	<p>通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでどおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号</p> <p>七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室</p> <p>八 レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-10】</p>
----	-----------------------------	--

医政発0307第3号
平成26年3月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について

有床診療所等におけるスプリンクラー等施設整備に対して補助を行うこととし、別紙のとおり「有床診療所等スプリンクラー等整備事業実施要綱」を定め、平成26年2月6日より適用することとしたので、通知する。

貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発0307第3号
平成26年3月7日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

消防法施行令及び火災予防条例において、平成26年2月6日現在、該当の消防用設備等に対する設置義務のない施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。